

○ふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則

平成17年10月1日

規則第61号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の5第1項及び第167条の11第2項の規定に基づき、市が締結する次に掲げる契約に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について定めるものとする。

- (1) 建設工事の請負の契約
- (2) 建設工事に係る設計、調査及び測量の業務（以下「設計・調査・測量」という。）の委託の契約
- (3) 道路、河川、苑地及び下水道の維持管理業務（以下「土木施設維持管理」という。）の委託の契約
- (4) 物品の売買及びその他の業務の委託（以下「物品その他業務」という。）の契約

（平19規則2・平24規則58・令2規則21・一部改正）

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資格審査 この規則で定める競争入札の参加資格に関する市長の審査をいう。
- (2) 資格者名簿 ふじみ野市建設工事等競争入札参加資格者名簿をいう。
- (3) 新規申請 資格者名簿に登載されていない者が新たに資格審査を受けようとする場合及び資格者名簿に登載されていない業種又は業務について新たに資格審査を受けようとする場合の申請をいう。
- (4) 更新申請 資格者名簿に登載されている者が資格者名簿に登載されている業種又は業務について資格審査を受けようとする場合の申請をいう。
- (5) 資格審査基準日 資格審査を行うに当たり、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める基準日をいう。
  - ア 建設工事の請負に係る資格審査の資格審査基準日 申請時において有効な建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23第1項の規定による経営に関する客観的事項の審査（以下「経営事項審査」という。）の審査基準日。この場合において、審査基準日が複数ある場合は、直近のものを基準日とする。
  - イ 建設工事の請負以外の資格審査の資格審査基準日 申請時において決算手続が終了している直近の決算日
- (6) 埼玉県電子入札共同システム 埼玉県と市町村とが共同運営する電子入札システムをいう。

(令2規則21・全改)

(競争入札の参加資格)

第3条 競争入札に参加することができる者は、資格審査を受けた者のうち資格者名簿に登載されたものとする。

2 資格者名簿に登載された者が次条第5項各号(設計・調査・測定の委託及び物品その他業務において資格者名簿に登載されている者にあつては、同項第6号から第8号までを除く。)のいずれかに該当するときは、競争入札に参加することができない。

3 建設工事の請負について、資格者名簿に登載された者は、当該名簿に登載された業種について次の各号のいずれかに該当するときは、当該業種に係る競争入札に参加することができない。

(1) 建設業法第3条第1項に規定する許可(以下「建設業の許可」という。)を受けていないとき。

(2) 経営事項審査を受けていないとき。

4 測量業務について資格者名簿に登載された者が測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録(以下「測量業者登録」という。)を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

5 建築関連コンサルタント業務について資格者名簿に登載された者が建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録(以下「建築士事務所登録」という。)を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

6 物品その他業務について資格者名簿に登載された者が業務に関し必要な許可、登録、免許等を受けていないときは、当該業務に係る競争入札に参加することができない。

(平19規則2・平24規則3・一部改正、平24規則58・旧第2条  
線下・一部改正、令2規則21・一部改正)

(建設工事の請負に係る資格審査の実施)

第4条 建設工事の請負に係る新規申請の資格審査は、会計年度ごとに1回以上実施するものとする。

2 建設工事の請負に係る更新申請の資格審査は、隔会計年度ごとに1回実施するものとする。

3 前2項に規定する資格審査の受付方法及び受付時間は、市のホームページに掲載する。

4 建設工事の請負に係る資格審査は、業種ごとに行うものとする。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、建設工事の請負に係る資格審査を受けることができない。

(1) 令第167条の4第1項の規定に該当する者

(2) 令第167条の4第2項(令第167条の11第1項において準用する場

- 合を含む。)の規定により市の競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 第14条第1項第4号若しくは第5号又は第2項第2号の規定により資格を抹消され、当該抹消の日から2年を経過しない者
  - (4) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)がその事業活動を支配している場合その他暴力団員との関係が特に認められる場合であって、市長が不適格であると認める者
  - (5) 市長が別に定める税を滞納している者
  - (6) 健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出を行っていない者(当該届出を要しない者を除く。)
  - (7) 厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出を行っていない者(当該届出を要しない者を除く。)
  - (8) 雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出を行っていない者(当該届出を要しない者を除く。)
- 6 次の各号のいずれかに該当する業種については、建設工事の請負に係る資格審査を受けることができない。
- (1) 建設業の許可を受けていない業種
  - (2) 資格審査基準日において有効な経営事項審査に基づく総合評定値の通知を受けていない業種
- 7 資格審査を受けた業種について再度資格審査を受けようとする場合その他市長が特別に認める場合は、その資格の有効期間内において資格審査を受けることができない。
- 8 建設工事の請負に係る資格審査を受け、資格者名簿に登載されることができない業種の数は、主たる営業所及び代理人を置く営業所と合算して5以内とする。この場合において、営業所ごとに同じ業種について資格審査を受けることはできない。

(令2規則21・全改)

(建設工事の請負以外に係る資格審査の実施)

第5条 設計・調査・測量に係る資格審査は、建築関連コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、建設コンサルタント、測量及びその他の業務ごとに行うものとする。

- 2 測量業者登録を受けていない者は、測量業務の資格審査を受けることができない。
- 3 建築士事務所登録を受けていない者は、建築関連コンサルタント業務の資格審査を受けることができない。
- 4 物品その他業務に係る資格審査は、業種ごとに行うものとする。
- 5 前条第1項から第3項まで、第5項(土木施設維持管理以外にあっては、同項第1号から第5号までに係る部分に限る。)及び第7項の規定は、建設工事

の請負以外に係る資格審査に準用する。

(令2規則21・全改)

(資格審査申請)

第6条 建設工事の請負、設計・調査・測量及び土木施設維持管理について新規申請をしようとする者は、申請の区分に応じて、市長が別に定める資格審査申請書を市長が別に定める期間内に提出しなければならない。

2 建設工事の請負、設計・調査・測量及び土木施設維持管理について新規申請をしようとする者が埼玉県電子入札共同システムに登録されている場合においては、第4項の規定による方法で申請しなければならない。

3 物品その他業務について新規申請をしようとする者は、埼玉県電子入札共同システムを利用して市長に申請しなければならない。

4 更新申請をしようとする者は、申請の区分に応じてそれぞれ埼玉県電子入札共同システムを利用して市長に申請しなければならない。

5 物品その他業務については、定期受付（当該会計年度に埼玉県で告示された受付期間において、新規申請又は更新申請を受け付けることをいう。以下同じ。）の終了後から次の定期受付の開始までの間は、随時受付（定期受付以外で、新規申請又は更新申請を受け付けることをいう。以下同じ。）を実施することができる。この場合において、前2項の規定により既に資格審査を受けている業種については、資格審査を受けることができない。

6 第1項から前項までの規定による申請に当たっては、申請の区分に応じて市長が別に定める書類を提出（第1項から第3項まで及び前項の規定による申請にあっては、速やかに提出）しなければならない。

7 第1項から第5項までの規定による申請に使用できる漢字は、JIS第一水準及び第二水準とする。この場合において、申請内容（人名及び法人名を含む。）においてこれ以外の漢字を使用している場合は、申請可能な他の漢字又は片仮名に置き換えるものとする。

8 営業所に代理人を置く場合は、代理人が資格審査の申請を行わなければならない。

(令2規則21・全改)

(代理人)

第7条 資格審査を受けようとする者（資格審査を申請した者を含む。）の代理人は、次のとおりとする。

(1) 建設工事の請負に係る代理人

ア 資格審査を受けようとする業種ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業種につき1人とする。

イ 資格審査を受けようとする業種について建設業の許可を受けている営業所に置くこと。

(2) 設計・調査・測量に係る代理人

ア 資格審査を受けようとする業務ごとに置くことができる。ただし、その数は、1業務につき1人とし、5人以内とすること。

イ 測量業務については、測量業者登録を受けている営業所に置くこと。

ウ 測量業務について資格審査を受けようとする場合において、本店が測量業者登録を受けていないときは、測量業者登録を受けている営業所に置くこと。

エ 建築関連コンサルタント業務については、建築士事務所登録を受けている事務所に置くこと。

オ 建築関連コンサルタント業務について資格審査を受けようとする場合において、本店が建築士事務所登録を受けていないときは、建築士事務所登録を受けている事務所に置くこと。

(3) 土木施設維持管理に係る代理人 代理人の数は、1とすること。

(令2規則21・全改)

(資格審査及び格付)

第8条 建設工事の請負については、資格審査基準日における経営事項審査の項目及び市長が別に定める項目を審査し、その結果の点数（以下「審査結果数値」という。）を別表の区分に従い格付けを行うものとする。

2 建設工事の請負以外については、次に掲げる項目を審査するものとする。

(1) 資格審査基準日を含む直近2年の各営業年度における資格審査申請業務に係る年間平均実績高

(2) 資格審査基準日における自己資本額

(3) 資格審査基準日における職員数

(平24規則58・旧第7条繰下、平28規則48・令2規則21・一部改正)

(資格審査結果の公表)

第9条 市長は、前条の規定による資格審査の結果を市のホームページに公表するものとする。

(平24規則58・追加、令2規則21・一部改正)

(資格者名簿への登載)

第10条 市長は、第8条の規定による資格審査を受けた者を資格者名簿に登載するものとする。

(平24規則58・旧第8条繰下・一部改正、令2規則21・一部改正)

(参加資格の有効期間)

第11条 新規申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格を認定した日からその直前の更新申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間の末日までとする。

2 更新申請による資格審査を受けた者に係る参加資格の有効期間は、資格審査を実施した会計年度の翌年度の初日から2年間とする。

(令2規則21・全改)

(変更等の届出)

第12条 資格審査を申請した者は、次に掲げる事項について変更があったときは、直ちに埼玉県電子入札共同システムを利用して市長に届け出るとともに、関係書類を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所（建設工事の請負にあっては、主たる営業所の所在地を含む。）、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
- (3) 法人の代表者
- (4) 事業主又は法人の代表者の役職名又は氏名
- (5) 代理人
- (6) 代理人を置く営業所の所在地、電話番号、ファクシミリ番号又は電子メールアドレス
- (7) 代理人の役職名又は氏名
- (8) 建設業の許可番号又は建設業の許可区分
- (9) 許可又は登録（測量業者登録及び建築士事務所登録に限る。）の有無
- (10) 中小企業等協同組合等においてはその組合員（資格者名簿に登録されている者に限る。）

2 資格審査を申請した者は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに関係書類を添えて書面により市長に届け出なければならない。

- (1) 第4条第5項第1号に該当する者となったとき。
- (2) 死亡（法人においては解散）したとき。
- (3) 営業停止命令を受けたとき。
- (4) 営業の休止、再開又は廃止をしたとき。
- (5) 金融機関に取引を停止されたとき。
- (6) 官公需適格組合の証明を受けた中小企業等協同組合等として資格審査を申請した者が、官公需適格組合の証明を受けられない者となったとき。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続開始の申立てを行ったとき、更生手続開始の決定があったとき及び更生計画の認可がなされたとき。
- (8) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続開始の申立てを行ったとき、再生手続開始の決定があったとき及び再生計画の認可がなされたとき。

(平19規則2・一部改正、平24規則58・旧第10条繰下・一部改正、平28規則48・令2規則21・一部改正)

(参加資格の再審査)

第13条 第4条第7項の規定にかかわらず、合併その他の事由により資格審査を申請した者から当該事業の一切を承継した者が、その参加資格を承継しよう

とするときは、市長が別に定める競争入札参加資格再審査申請書に関係書類を添えて、再審査の申請を行わなければならない。

- 2 第4条第7項の規定にかかわらず、資格者名簿に登載された者で、会社更生法に定める更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法に定める再生手続開始の決定をされた者は、市長が別に定める競争入札参加資格再審査申請書に関係書類を添えて、再審査の申請を行わなければならない。

(令2規則21・全改)

(資格者名簿からの抹消)

第14条 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該名簿から抹消するものとする。

(1) 第4条第5項第1号、第2号又は第4号に規定する者となったとき。

(2) 死亡（法人においては解散）してから90日を経過したとき。

(3) 金融機関に取引を停止されたとき。

(4) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条又は第8条第1項第1号の規定に違反して公正取引委員会から告発、排除勧告又は審判開始決定を受けた場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。

(5) 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6第2項の規定による罪に係る被疑者として逮捕又は逮捕を経ずに起訴された場合で極めて悪質であると市長が認めたとき。

2 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を資格者名簿から抹消することができる。

(1) 第12条第1項又は第2項（同項第3号、第4号及び第6号に係るものに限る。）の規定による届出を怠ったとき。

(2) 申請内容に虚偽があったとき。

3 市長は、資格者名簿に登載された者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者を当該業務又は業種について当該名簿から抹消するものとする。

(1) 建設工事の請負にあつては、当該名簿に登載されている業種についての建設業の許可を受けていない者となつてから新たに建設業の許可を受けることなく90日を経過したとき。

(2) 測量業務にあつては、測量業者登録を受けていない者となつてから新たに測量業者登録を受けることなく90日を経過したとき。

(3) 建築関連コンサルタント業務にあつては、建築士事務所登録を受けていない者となつてから新たに建築士事務所登録を受けることなく90日を経過したとき。

(4) 資格者名簿に登載されている業務又は業種について、その営業を廃止したとき又は当該名簿からの抹消を申し出たとき。

(平24規則58・旧第12条繰下・一部改正、令2規則21・一部改

正)

(建設工事の請負に係る発注標準額)

第15条 建設工事の格付けに対する発注標準額は、次の表の区分に従い行うものとする。

格付		A級	B級	C級	D級
発注標準額	建築一式工事	1億円以上	5,000万円以上1億円未満	1,000万円以上5,000万円未満	1,000万円未満
	土木一式工事	1億円以上	2,000万円以上1億円未満	600万円以上2,000万円未満	600万円未満
	舗装工事	3,000万円以上	700万円以上3,000万円未満	300万円以上700万円未満	300万円未満
	管工事	1億円以上	2,000万円以上1億円未満	600万円以上2,000万円未満	600万円未満
	電気工事	3,000万円以上	1,000万円以上3,000万円未満	300万円以上1,000万円未満	300万円未満
	その他の工事	その都度市長が定める額			

2 建設工事の施工上必要があるときは、前項の規定にかかわらず、1級上位又は下位に格付けされた業者を選定することができるものとする。

3 特別の技術又は工事管理を要する建設工事、緊急を要する建設工事、単価契約による建設工事その他特別の理由がある工事の場合は、前2項の規定にかかわらず、業者を選定することができるものとする。

4 建設工事以外の競争入札に関し指名する業者の選定は、契約の種類及び規模に応じ、請負等の実績、従業員の数、資本の額その他の経営の規模及び状況等を審査し行うものとする。

(平19規則2・平21規則10・一部改正、平24規則58・旧第13条繰下、令2規則21・一部改正)

(資格審査会)

第16条 第8条の等級格付けを適正に行うため、ふじみ野市建設業者等資格審査会(以下「審査会」という。)を置く。

(平24規則58・旧第14条繰下・一部改正)

(組織)

第17条 審査会は、会長及び委員若干名をもって組織する。

2 会長は、副市長をもってこれに充てる。

3 委員は、市職員のうちから市長が任命する。

(平19規則45・一部改正、平24規則58・旧第15条繰下)

(会長の職務)

第18条 会長は、会務を総理し、会議の場合は議長となる。

2 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指定した委員がその職務を代理する。

(平24規則58・旧第16条繰下)

(庶務)

第19条 審査会の庶務は、契約主管課において処理する。

(平24規則58・旧第17条繰下)

(運営の細目)

第20条 前3条に規定するもののほか、資格審査会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(平24規則58・旧第18条繰下)

(資料提出等の請求)

第21条 市長は、必要があると認めるときは、この規則に定めるもののほか、資格審査を申請した者に対し、その都度、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

(平24規則58・旧第19条繰下、令2規則21・一部改正)

(その他)

第22条 この規則に定めるもののほか、入札参加資格に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(令2規則21・追加)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の上福岡市建設工事等入札参加資格に関する規則（昭和52年上福岡市規則第2号）、大井町指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和58年大井町告示第4号）又は大井町物品買入れ等指名競争入札参加者の資格等に関する規程（昭和61年大井町告示第137号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成19年規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までになされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年規則第32号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成19年規則第45号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成21年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第13条の改正規定及び別表第2の改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成24年規則第58号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年規則第48号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年規則第21号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後のふじみ野市建設工事等入札参加資格に関する規則の規定は、令和3・4年度の資格審査に係る事務から適用し、平成31・32年度の資格者名簿に登載された者の変更等の届出、参加資格の承継及び資格者名簿からの抹消等については、なお従前の例による。

別表 (第8条関係)

(平21規則10・全改、平24規則58・一部改正、令2規則21・旧別表第2・一部改正)

業種・格付		基準	審査結果数値
建設工事	A		991点以上
	B		701点以上990点以下
	C		561点以上700点以下
	D		560点以下